

○厚生労働省令第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第五十一条の二十三第一項及び第二項、第五十一条の二十四第一項及び第二項、第八十条第二項並びに第八十四条第二項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条第一項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項、第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第二十四条の三十一第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。附則において「指定障害福祉サービス基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

[illegible]

第九十条第二項（第二百六条及び第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百一条（第二百二十三条第五項において準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準

四（略）

七 法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第二十七條（第四十三條の四において準用する場合に限る。）、第三十三條の二（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第三十四條第三項（第四十三條の四において準用する場合に限る。）、第三十五條の二（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第三十六條（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第四十條（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第四十條の二（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第八十三條第六項（第九十三條の五において準用する場合に限る。）、第八十五條（第九十三條の五において準用する場合に限る。）、第九十条第二項（第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條

四（略）

七 法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第二十七條（第四十三條の四において準用する場合に限る。）、第三十六條（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第四十條（第四十三條の四、第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第七十三條（第九十三條の五、第二百二十五條の四、第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）、第八十三條第六項（第九十三條の五において準用する場合に限る。）、第八十五條（第九十三條の五において準用する場合に限る。）及び第六十條第四項（第六十二條の四及び第七十一條の四において準用する場合に限る。）の規定による基準

の四及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）及び第六十条第四項（第六十二条の四及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準

八（略）

十一 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條並びに第二百十三條の十一において準用する場合を含む。）、第十一条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第二十七条（第四十三条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、

第三十三条の二（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項（第四十三条第一項及び第二項、第六十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十において準用する場合を含む。）、第三十五条の二（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第二百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第三十六条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第二百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條の十一及び第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、

八（略）

十一 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條並びに第二百十三條の十一において準用する場合を含む。）、第十一条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第二十七条（第四十三条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、

第三十六条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第二百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第四十条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百二十五条、第三百三十六條、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第二百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第六十二条第五項、第七十三条（第九十三条、第二百二十五条、第六十二条、第七十一条、第八十四条、第二百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條の十一及び第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、

第七十一條、第八十四條、第九十七條、第二百二條、第二百六條の十二、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第四十條（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第六百六十二條、第七十一條、第八十四條、第九十七條、第二百二條、第二百六條の十二、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第四十條の二（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第六百六十二條、第七十一條、第八十四條、第九十七條、第二百二條、第二百六條の十二、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一並びに第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第六十二條第五項、第七十一條第二項、第八十三條第六項、第八十五條（第八十四條において準用する場合を含む。）、第九十條第二項（第二百二十五條、第六十二條、第七十一條、第八十四條、第九十七條、第二百二條、第二百六條の十二、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一及び第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第三百二十二條第二項、第六十條第四項（第七十一條、第八十四條、第九十七條及び第二百二條において準用する場合を含む。）、第九十九條（第二百十三條の七、第二百六條の十七、第二百十一條第三項（第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十三條の八第四項及び第二百十三條の十七の規定による基準

、第八十三条第六項、第八十五条（第八十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項、第六十条第四項（第七十一条、第八十四条、第九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条、第九十二条、第二百一条、第二百六条の七、第二百六条の十七、第二百十一条第三項（第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十三条の八第四項及び第二百十三條の十七の規定による基準

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条
(略)

2
(略)

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の

防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十五条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
一 九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十五条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
一 九 (略)

(勤務体制の確保等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(衛生管理等) 第三十四条 (略)	(衛生管理等) 第三十四条 (略)
2 (略) 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	2 (新設)
一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。	
(揭示) 第三十五条 (略)	(揭示) 第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。
2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。	(新設)
(身体拘束等の禁止) 第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため	(新設)

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待の防止）

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（準用）

第四十三条 第九条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において

（新設）

（準用）

第四十三条 第九条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において

、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十五条第一項」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第九条から第三十一条まで及び第三十三条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

（運営に関する基準）

、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十五条」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第九条から第三十一条まで及び第三十三条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する第五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

（運営に関する基準）

第四十八条 第四条第一項及び第四節（第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條、第三十五條の二及び第四十三條を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第四条第二項から第四項まで並びに第四節（第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條、第三十五條の二及び第四十三條を除く。）並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条第一項」と、第四十八条第二項において準用する第三十五条第一項」と、第

第四十八条 第四条第一項及び第四節（第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。

2 第四条第二項から第四項まで並びに第四節（第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條及び第四十三條を除く。）並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十一条」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七條第一項第二号中「第四

四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第五十八条 (略)

2・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6・10 (略)

(運営規程)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十二条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・十 (略)

(勤務体制の確保等)

第六十八条 (略)

2・3 (略)

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第五十八条 (略)

2・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6・10 (略)

(運営規程)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一・十 (略)

(勤務体制の確保等)

第六十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(非常災害対策) 第七十条 (略) 2 (略)	3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(衛生管理等) 第七十一条 (略) 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	(揭示) 第七十二条 (略)	2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代え
(非常災害対策) 第七十条 (略) 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	(新設)	(衛生管理等) 第七十一条 (略) 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(新設)	(新設)	(新設) 第七十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 (新設)

ることができる。

第七十三条 削除

(記録の整備)

第七十五条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に
関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供
した日から五年間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 次条において準用する第三十五条の二第二項に規定する身体
拘束等の記録

五・六 (略)

(準用)

第七十六条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条
まで、第二十条、第三十三条の二、第三十五条の二から第三十七
条(第二項を除く。)まで及び第三十八条から第四十条の二まで
の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合にお
いて、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十七条」
と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第
一項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

(身体拘束等の禁止)

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たつ

ては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急
やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限
する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には
、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第七十五条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に
関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供
した日から五年間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 第七十三条第二項に規定する身体拘束等の記録

五・六 (略)

(準用)

第七十六条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条
まで、第二十条、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条
から第四十条までの規定は、指定療養介護の事業について準用す
る。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるの
は「第六十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるの
は「第五十四条第一項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第八十五条の二 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第二百六条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第八十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第九十二条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
一 十二 (略)

(衛生管理等)

第九十条 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第八十五条の二 (略)

(新設)

(運営規程)

第八十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第九十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
一 十二 (略)

(衛生管理等)

第九十条 (略)

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(揭示)
第九十二条 (略)

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第九十三条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條及び第七十五條の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一條」とあるのは「第八十九條」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十二條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第八十二條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十三條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第九十三條において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第九十三條において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第九十三條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第九十三條」と読み替えるものとする。

(揭示)

第九十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(新設)

(準用)

第九十三条 第九条から第十七条まで、第十九條、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで及び第七十三條から第七十五條までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一條」とあるのは「第八十九條」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十二條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第八十二條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十三條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第九十三條において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第九十三條において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第九十三條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第九十三條において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十三

条」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十三条の五 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十一條、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條、第七十五條、第七十七條、第七十九條及び前節（第九十三條を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第二百二十五條 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九條、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十二條まで、第六十條、第六十六條、第六十八條、第七十條、第七十四條、第八十七條及び第九十條から第九十二條までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一條」とあるのは「第二百二十三條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百二十條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百二十條第二項」と、第九十二條第一項中「前條」とあるのは「第二百二十五條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十五條の四 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九條、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十二條まで、第五十一條、第六十條、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條、第八十七條、第九十條から第九十二條まで、第一百十四條及び前節（第二百二十四條及び第二百二十五條を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第九十三条の五 第九条から第十七条まで、第十九條、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十一條、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條から第七十五條まで、第七十七條、第七十九條及び前節（第九十三條を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第二百二十五條 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九條、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十六條から第四十二條まで、第六十條、第六十六條、第六十八條、第七十條、第七十三條、第七十四條、第八十七條及び第九十條から第九十二條までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一條」とあるのは「第二百二十三條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百二十條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百二十條第二項」と、第九十二條中「前條」とあるのは「第二百二十五條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十五條の四 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九條、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十六條から第四十二條まで、第五十一條、第六十條、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條、第七十四條、第八十七條、第九十條から第九十二條まで、第一百十四條及び前節（第二百二十四條及び第二百二十五條を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)
第百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三条(第一項及び第二項を除く。)から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十五条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十六条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百三十六条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)
第百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條、第七十五條及び第八十五條の二から第九十二條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百五十九条第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第百六十二条において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第百六十二条において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第

(準用)
第百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十四条から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百三十五条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十六条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百三十六条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)
第百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條から第七十五條まで及び第八十五條の二から第九十二條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百五十九条第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第百六十二条において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第百六十二条において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第

五十三條の二第一項」とあるのは「第百六十二條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第百六十二條において準用する第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次條」とあるのは「第百六十二條」と、第八十九條中「第九十二條第一項」とあるのは「第百六十二條において準用する第九十二條第一項」と、第九十二條第一項中「前條」とあるのは「第百六十二條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十二條の四 第九條から第二十條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十一條、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條、第七十五條、第七十九條、第八十五條の二から第九十二條まで、第百五十五條及び前節(第百六十二條を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第百七十條の三 (略)

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 次条において準用する第三十五條の二第二項に規定する身体拘束等の記録

五・六 (略)

(準用)

一 項」とあるのは「第百六十二條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第百六十二條において準用する第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第百六十二條において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第百六十二條」と、第八十九條中「第九十二條」とあるのは「第百六十二條において準用する第九十二條」と、第九十二條中「前條」とあるのは「第百六十二條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十二條の四 第九條から第二十條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十一條、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條から第七十五條まで、第七十九條、第八十五條の二から第九十二條まで、第百五十五條及び前節(第百六十二條を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第百七十條の三 (略)

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 次条において準用する第七十三條第二項に規定する身体拘束等の記録

五・六 (略)

(準用)

第一百七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第六十条及び第六十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百七十条第二項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百七十一条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第一百七十一条の四 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第六十条、第六十一条、第八十六条十五條の二から第九十二条まで、第六十条、第六十一条、第八十六条十五條及び前節（第六十九條及び第一百七十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第一百七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第六十条及び第六十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百七十条第二項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百七十一条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百七十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第一百七十一条の四 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第六十条、第六十一条、第六十五条二條及び前節（第六十九條及び第一百七十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第百七十五条 (略)	2 4 (略)	(削る)	5 (略)	(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) 第百七十六条 (略) 2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。	(職場への定着のための支援等の実施) 第百八十二条 (略) 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第二百六条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。	(準用) 第百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第二百五十九条、第六十条及び第七十条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第二百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第二百五十九条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第二百五十九	第百七十五条 (略)	2 4 (略)	5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。	6 (略)	(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) 第百七十六条 (略) 2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。	(職場への定着のための支援の実施) 第百八十二条 (略) (新設)	(準用) 第百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第二百五十九条、第六十条及び第七十条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第二百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第二百五十九
-------------------	----------------	-------------	--------------	--	---	--	-------------------	----------------	---	--------------	---	--	--

する第五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第八十四条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第二百九十五条 （略）

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第二百六条の二に

規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援

条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第八十四条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第八十四条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と、第七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第二百九十五条 （略）

（新設）

事業者との連絡調整に努めなければならない。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第百九十六条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に關し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（準用）

第百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七條から第六十条まで、第六十六条、第六十八條から第七十条まで、第七十四條、第七十五条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第百五十九條及び第百六十條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九條第二項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第百九十七条において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第十九條第

（新設）

（準用）

第百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一条まで、第五十七條から第六十条まで、第六十六條、第六十八條から第七十条まで、第七十三條から第七十五条まで、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第百五十九條及び第百六十條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九條第二項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第百九十七条において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第十九條第一項」と、同項

一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第百九十七条」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條、第七十五條、第八十四條、第八十六條から第九十二條まで、第百五十九條、第百六十條及び第百九十三條から第百九十五條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十九条」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第百五十九條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第百五十九條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百二条において準用する第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二条」と

第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百九十七条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百九十七条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條から第七十五條まで、第八十四條、第八十六條から第九十二條まで、第百五十九條、第百六十條、及び第百九十三條から第百九十五條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十九条」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第百五十九條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第百五十九條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百二条において準用する第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第

、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第二百二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十八条、第七十条、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで、第九十九条(第一項を除く。)、第一百六十条、第九十三条から第九十五条まで及び第九十八条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第十九条第一項」と、

七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第二百二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十八条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで、第九十九条(第一項を除く。)、第一百六十条、第九十三条から第九十五条まで及び第九十八条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「

同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百六条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第二百六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第二百六条の八（略）

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（準用）

第二百六条の十二 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する第二十一条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第六十五条」とあるのは「第二百六条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第二百六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援の実施）

第二百六条の八（略）

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（準用）

第二百六条の十二 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する第二十一条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

のとする。

(準用)

第二百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三條から第三十五条まで、第三十六條から第四十一条まで、第五十七條、第五十八條、第六十條、第六十六條、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する第二百六条の十」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の二十において準用する次条第一項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第二百八条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(勤務体制の確保等)

第二百十二条 (略)

2 5 (略)

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第二百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三條から第四十一条まで、第五十七條、第五十八條、第六十條、第六十六條、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する第二百六条の十」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の二十において準用する次条第一項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第二百八条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(勤務体制の確保等)

第二百十二条 (略)

2 5 (略)

(新設)

(準用)

第二百十三條 第九條、第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十三條の二、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十四條、第七十五條、第八十八條、第九十條、第九十二條及び第七十條の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第二百十一條の三」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百十條の四第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百十條の四第二項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百十三條において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百十三條において準用する第五十三條の二第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百十三條において準用する第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次條」とあるのは「第二百十三條」と、第九十二條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第七十條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

(準用)

第二百十三條 第九條、第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十三條の二、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十三條から第七十五條まで、第八十八條、第九十條、第九十二條及び第七十條の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第二百十一條の三」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百十條の四第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百十條の四第二項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百十三條において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百十三條において準用する第五十三條の二第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百十三條において準用する第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第二百十三條において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第二百十三條」と、第九十二條中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第七十條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第二百十三條の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百十三條の十一 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百七十条の二、第二百十條の二から第二百十條の六まで及び第二百十一條の三から第二百十二條の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第三十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第二百十條の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第二百十條の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三條の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とある

第二百十三條の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百十三條の十一 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百七十条の二、第二百十條の二から第二百十條の六まで及び第二百十一條の三から第二百十二條の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第三十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第二百十條の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第二百十條の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三條の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百

るのは「第二百十三條の十一において準用する第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次條」とあるのは「第二百十三條の十一」と、第九十二條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第二百七十一條の第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第二百十三條の十四（略）

2（略）

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（勤務体制の確保等）

第二百十三條の二十一（略）

2（略）

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要

十三條の十一において準用する第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第二百十三條の十一」と、第九十二條中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百十三條の十一において準用する第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第二百七十一條の第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第二百十三條の十四（略）

2（略）

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（勤務体制の確保等）

第二百十三條の二十一（略）

2（略）

（新設）

な措置を講じなければならない。

(準用)

第二百十三條の二十二 第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十三條の二、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十四條、第七十五條、第八十八條、第九十條、第九十二條、第一百七十條の二、第二百十條の二から第二百十條の六まで、第二百十一條、第二百十一條の二及び第二百十二條の二から第二百十二條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第二百十條の四第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第二百十條の四第二項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第五十三條の二第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次條」とあるのは「第二百十三條の二十二」と、第九十二條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第一百七十條の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者

(準用)

第二百十三條の二十二 第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十三條の二、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十三條から第七十五條まで、第八十八條、第九十條、第九十二條、第一百七十條の二、第二百十條の二から第二百十條の六まで、第二百十一條、第二百十一條の二及び第二百十二條の二から第二百十二條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第二百十條の四第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第二百十條の四第二項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第五十三條の二第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第二百十三條の二十二」と、第九十二條中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百十三條の二十二において準用する第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第一百七十條の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利

（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第五十六条第六項及び第七項、第六十六条第六項、第七十五条第四項並びに第八十六条第四項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十八条第一項第三号及び第七項、第五十六条第一項第二号及び第八項、第六十六条第一項第三号及び第七項、第七十五

用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第五十六条第六項及び第七項、第六十六条第六項、第七十五条第四項及び第五項並びに第八十六条第四項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十八条第一項第三号及び第七項、第五十六条第一項第二号及び第八項、第六十六条第一項第三号及び第七項、第七十五

条第一項第三号及び第五項並びに第百八十六条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとすることができる。

一・二 （略）

（準用）

第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第百五十九条第二項及び第三項並びに第二百二十三条第四項において準用する第百七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第百五十九条第二項並びに第二百二十三条第四項において準用する第百七十条第二項」と

条第一項第三号及び第六項並びに第百八十六条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとすることができる。

一・二 （略）

（準用）

第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第五十九条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十五条、第八十一条、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第百五十九条第二項及び第三項並びに第二百二十三条第四項において準用する第百七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第百五十九条第二項並びに第二百二十三条第四項において準用する第百七十条第二項」と、第三十六条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業

、第三十六条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第七十七条、第八十二条（第一項を除く。）、第八十三条（第五項を除く。）、第八十四条及び第八十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十七条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八

を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十条、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十二条（第一項を除く。）、第八十三条（第五項を除く。）、第八十四条から第八十八条まで、第九十条及び第九十一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活

十二条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十三条第六項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第五百五十五条、第五百五十九条（第一項を除く。）、第六百六十条（第三項を除く。）及び第六百六十一条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五百五十五条中「自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第五百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第六百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六百六十条（第三項を除く。）、第六百六十一条第二項、第六百六十五条及び第六百七十条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、

介護」と、第七十七条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十二条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十三条第六項及び第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条、第九十一条、第五百五十五条、第五百五十九条（第一項を除く。）、第六百六十条（第三項を除く。）及び第六百六十一条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六百五十五条中「自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第六百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第六百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条、第九十一条、第六百六十条（第三項を除く。）

特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十五条中「自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第七十条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5

第八十四条、第六百五十九条（第一項を除く。）、第六百六十条（第三項を除く。）、第六百九十三条から第六百九十五条まで、第六百九十八条及び第二百一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第六百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第六百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六百九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六百九十八条中「規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続

5

、第六十一条第二項、第六百六十五条及び第七十条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六百六十五条中「自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第七十条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条、第九十一条、第六百九十九条（第一項を除く。）、第六百六十条（第三項を除く。）、第六百九十三条から第六百九十五条まで、第六百九十八条及び第二百一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは

支援 B 型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と読み替えるものとする。

附 則

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十八条の二 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分

「特定基準該当就労継続支援 B 型」と、第六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十三条第一項中「第九十七条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第九十八条中「規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援 B 型（以下「就労継続支援 B 型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 B 型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と読み替えるものとする。

附 則

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十八条の二 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分

3 (略) 一・二 (略) 四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。	3 (略) 一・二 (略) 四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。
---	---

（身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号。

附則において「身体障害者社会参加支援施設基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(非常災害対策) 第六条 (略) 2 (略) 3 身体障害者社会参加支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (勤務体制の確保等) 第二十二条 (略) 2・3 (略) 4 身体障害者福祉センターは、適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第二十二条の二 身体障害者福祉センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 身体障害者福祉センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 身体障害者福祉センターは、定期的に業務継続計画の見直しを	(非常災害対策) 第六条 (略) 2 身体障害者社会参加支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (新設) (勤務体制の確保等) 第二十二条 (略) 2・3 (略) (新設) (新設)

行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第二十三条 (略)

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該身体障害者福祉センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該身体障害者福祉センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該身体障害者福祉センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(準用)

第二十八条 第二十条から第二十二條の二まで、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、補装具製作施設について準用する。

(準用)

第四十二条 第二十条から第二十二條の二まで、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、視聴覚障害者情報提供施設について準用する。

(衛生管理等)

第二十三条 (略)

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(準用)

第二十八条 第二十条から第二十二條まで及び第二十四条の規定は、補装具製作施設について準用する。

(準用)

第四十二条 第二十条から第二十二條まで、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、視聴覚障害者情報提供施設について準用する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。附則において「指定障害者支援施設基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）<u>第十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十二条の二、第四十五条第二項、第四十八条、第四十九条、第五十四条及び第五十四条の二の規定による基準</u> 四 (略) (指定障害者支援施設等の一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (従業員の員数) 第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。 一・三 (略) 四 就労移行支援を行う場合	(趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）<u>第十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準</u> 四 (略) (指定障害者支援施設等の一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (従業員の員数) 第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。 一・三 (略) 四 就労移行支援を行う場合

イ、ハ (略)
(削る)

ニ (略)

五・六 (略)

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業員の員数)

第五条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、
昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、
第四条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ（
ロ(1)に係る部分を除く。）並びに第五号ロの規定にかかわらず、
当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場
合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）の
うち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第四
条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びヘ、第三号イ(2)及び
ホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第五号イ(2)及びハの規定にか
かわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指
定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働
大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に
掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管
理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとするこ
とができる。

一・二 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓
練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B
型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通

イ、ハ (略)

ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければな
らない。

ホ (略)

五・六 (略)

2・3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業員の員数)

第五条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、
昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、
第四条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ（
ロ(1)に係る部分を除く。）及びニ並びに第五号ロの規定にかわ
らず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを
行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く
。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることが
できる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第四
条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びヘ、第三号イ(2)及び
ホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にか
かわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指
定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働
大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に
掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管
理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとするこ
とができる。

一・二 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓
練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B
型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通

常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第三十二条第三項において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
2 （略）	2 （略）
（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第二十三条 （略）	（施設障害福祉サービス計画の作成等） 第二十三条 （略）
2 （略）	2 （略）
5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6 （略）	6 （略）

(職場への定着のための支援等の実施)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準第二百六条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第四十一条 指定障害者支援施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十七条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 十三 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するた

(職場への定着のための支援の実施)

第三十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(運営規程)

第四十一条 指定障害者支援施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十七条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 十三 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

めの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第四十二条の二 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第四十四条 （略）

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第四十五条 （略）

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図

（新設）

（非常災害対策）

第四十四条 （略）

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（新設）

（衛生管理等）

第四十五条 （略）

2 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

ること。	二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	三 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	(揭示)	第四十七条 (略)	二 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。	二 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。	(身体拘束等の禁止)	第四十八条 (略)	二 (略)	三 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
(新設)	(新設)	第四十七条 (揭示) 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。	(新設)	(身体拘束等の禁止)	第四十八条 (略)	二 (略)	(新設)	二 (略)	(新設)	三 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)	(新設)
第五十四条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
附 則	附 則
(職場への定着のための支援等の実施) 第十二条 (略) 2 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	(職場への定着のための支援等の実施) 第十二条 (略) (新設)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。附則において「障害福祉サービス基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 療養介護(第四条―第三十二条の二) 第三章 第九章 (略) 附則 (趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第八条 十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十一条第五項、第二十五条の二(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十八条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第四十二条及び第八十八条において準用する場合を含む。)	目次 第一章 (略) 第二章 療養介護(第四条―第三十二条) 第三章 第九章 (略) 附則 (趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第八条 十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十一条第五項、第二十八条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第四十二条第六項、第四十四条(第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十七条の規定による基準

第六項、第四十四條（第七十條において準用する場合を含む。）、第四十八條第二項（第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）、第五十三條第四項（第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。）、第七十七條、第七十八條、第八十條及び第八十七條の規定による基準

四・五（略）

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三條（略）

2（略）

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八條（略）

2（略）

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第十七條（略）

2 3 4（略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について

四・五（略）

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三條（略）

2（略）

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第八條（略）

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（新設）

（療養介護計画の作成等）

第十七條（略）

2 3 4（略）

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

意見を求めるものとする。 6 〵 10 (略)		(勤務体制の確保等) 第二十五条 (略)	2・3 (略)	4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(業務継続計画の策定等) 第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	(衛生管理等) 第二十七条 (略)	2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等
6 〵 10 (略)		(勤務体制の確保等) 第二十五条 (略)	2・3 (略)	(新設)	(新設)			(衛生管理等) 第二十七条 (略)	2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設)

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

と。

（職場への定着のための支援等の実施）

第四十四条の二（略）

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百六条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

（衛生管理等）

第四十八条（略）

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（職場への定着のための支援の実施）

第四十四条の二（略）

（新設）

（衛生管理等）

第四十八条（略）

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(準用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とある

(準用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とある

あるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第六十四条 （略）

25 （略）

（削る）

のは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第六十四条 （略）

25 （略）

6 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならぬ。

6 | (略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第六十五条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第六十八条 (略)

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条

7 | (略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第六十五条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第六十八条 (略)

(新設)

(準用)

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条にお

において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十二条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第八十三条 （略）

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（準用）

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条にお

いて準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（新設）

（職場への定着のための支援等の実施）

第八十三条 （略）

（新設）

（準用）

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条にお

いて準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十八条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十二条、第七十四条から第七十六条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する第十七条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合に

準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十八条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十二条、第七十四条から第七十六条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する第十七条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十八条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第八十八条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合に

あつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十四条第五項並びに第七十五条第五項（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサ―ビス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十四条第一項第四号及び第六項並びに第七十五条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサ―ビス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサ―ビス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

3
(略)

一・二
(略)

あつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十四条第五項及び第六項並びに第七十五条第五項（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサ―ビス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十四条第一項第四号及び第七項並びに第七十五条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサ―ビス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサ―ビス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬとすることができる。

3
(略)

一・二
(略)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号。附則において「地域活動支援センター基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 (略) 二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準第十二条、第十四条の二、第十五条第二項、第十六条、第十八条及び第十八条の二の規定による基準 三・四 (略) (基本方針) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (非常災害対策) 第四条 (略) 2 (略) 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない	(趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 (略) 二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準第十二条、第十五条及び第十七条の規定による基準 三・四 (略) (基本方針) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (非常災害対策) 第四条 (略) 2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (新設)

（記録の整備）

第六条 （略）

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 （略）

二 第十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（勤務体制の確保等）

第十三条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によつてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第十四条 （略）

（業務継続計画の策定等）

（記録の整備）

第六条 （略）

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 （略）

二 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（新設）

（定員の遵守）

第十三条 （略）

第十四条の二 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	（衛生管理等） 第十五条 （略）	2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	第十六条（第十八条）（略） （虐待の防止）
（新設）		（衛生管理等） 第十四条 （略）	2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （新設）	（新設） （新設） （新設）	第十五条（第十七条）（略）

第十八条の二 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発

(新設)

を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがで
きるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果に
ついて、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防
止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ
と。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号。附則において「福祉ホーム基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十三条の二、第十四条第二項、第十五条、第十七条及び第十七条の二の規定による基準 四・五 (略) (基本方針) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (非常災害対策) 第五条 (略) 2 (略) 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十四条及び第十六条の規定による基準 四・五 (略) (基本方針) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (非常災害対策) 第五条 (略) 2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (新設)

(記録の整備)

第七条 (略)

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第十三条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及

(記録の整備)

第七条 (略)

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(新設)

(定員の遵守)

第十二条 (略)

(新設)

び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第十四条 （略）

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十七条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第十五条～第十七条 （略）

（虐待の防止）

第十七条の二 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する

（衛生管理等）

第十三条 （略）

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第十四条～第十六条 （略）

（新設）

委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。附則において「障害者支援施設等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 設備及び運営に関する基準(第四条―<u>第四十三</u>条の二) 附則 (趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三條、<u>第三十五</u>条の二、<u>第三十七</u>条第二項、第三十九条、第四十条、<u>第四十三</u>条及び第四十三条の二の規定による基準 四・五 (略) (障害者支援施設的一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (非常災害対策)	目次 第一章 (略) 第二章 設備及び運営に関する基準(第四条―<u>第四十三</u>条) 附則 (趣旨) 第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三條、第三十九条、第四十条及び第四十三条の規定による基準 四・五 (略) (障害者支援施設的一般原則) 第三条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (非常災害対策)

第七条 (略)	第七条 (略)
2 (略)	2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(新設)
(職員の配置の基準) 第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 一 四 (略) 五 就労移行支援を行う場合 イ ハ (略)	(職員の配置の基準) 第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 一 四 (略) 五 就労移行支援を行う場合 イ ハ (略)
二 (略) 六・七 (略) 2 四 (略)	二 (略) 六・七 (略) 2 四 (略)
(複数の昼間実施サービスをを行う場合における職員の員数) 第十二条 複数の昼間実施サービスをを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスをを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	(複数の昼間実施サービスをを行う場合における職員の員数) 第十二条 複数の昼間実施サービスをを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及び二並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスをを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
2 複数の昼間実施サービスをを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びヘ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるも	2 複数の昼間実施サービスをを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びヘ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びニ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるも

のの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 一・二 (略)	のの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 一・二 (略)
(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第十八条 (略)	(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第十八条 (略)
2 4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6 10 (略)	2 4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6 10 (略)
(職場への定着のための支援等の実施) 第二十七条 (略) 2 (略)	(職場への定着のための支援の実施) 第二十七条 (略) 2 (略)
3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第二百六条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同令第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利	(新設)

用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十五条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第三十七条 (略)

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(衛生管理等)

第三十七条 (略)

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

めの研修を定期的に実施すること。 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	附 則
（職場への定着のための支援等の実施） 第十二条（略） 2 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。	附 則
（職場への定着のための支援等の実施） 第十二条（略） （新設）	

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生

労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に 応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 (略) 二 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第十四条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第三十八条の二(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第四十一条第二項(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第四十四条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第四十五条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第四十七条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。) 及び第五十二条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。) の規定による基準 三 五 (略) 六 法第二十一条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)、第十四条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)	(趣旨) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。) 第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に 応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 (略) 二 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第十四条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第四十四条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。)、第四十五条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。) 及び第五十二条(第五十四条の九及び第七十一条の六において準用する場合に限る。) の規定による基準 三 五 (略) 六 法第二十一条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)、第十四条(第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。)

第三十八条の二（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十一条第二項（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十四条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十六条（第五十四条の五において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）の規定による基準

七〇九（略）

十 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十六条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準

十一・十二（略）

第四十四条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第四十六条（第五十四条の五において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）の規定による基準

七〇九（略）

十 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十六条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準

十一・十二（略）

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児

イ・ロ (略)	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十六条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十六条において同じ。）を行う場合	イ・ロ (略)	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を見守指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十六条において同じ	(新設)	(新設)	

6	第1項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。	3	前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
1	（略）	1	（略）
2	看護職員 一以上	2	看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 一以上
3	（略）	3	（略）
4	（略）	4	（略）
5	（略）	5	（略）
6	第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。	6	第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
7	第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。	7	第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
8	（略）	8	（略）
第六条（略）		第六条（略）	

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合	(新設)
二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合	(新設)
三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	(新設)
3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	(新設)
4 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。	3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
一・二 (略)	一・二 (略)

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを

恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 （略）

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第一項第二号イ及び第四項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支援がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（児童発達支援計画の作成等）

第二十七条 （略）

2 4 （略）

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見

（新設）

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一・二 （略）

（新設）

5 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項から第四項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支援がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（児童発達支援計画の作成等）

第二十七条 （略）

2 4 （略）

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

を求めるものとする。 6 〽 10 (略)	(運営規程) 第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十三条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一〽十二 (略)	(勤務体制の確保等) 第三十八条 (略) 2・3 (略)	4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	(業務継続計画の策定等) 第三十八条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならぬ。	3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
6 〽 10 (略)	(運営規程) 第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一〽十二 (略)	(勤務体制の確保等) 第三十八条 (略) 2・3 (略)	(新設)	(新設)		

(非常災害対策) 第四十条 (略) 2 (略)	3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(衛生管理等) 第四十一条 (略) 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	(揭示) 第四十三条 (略) 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書
(非常災害対策) 第四十条 (略) 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (新設)	(衛生管理等) 第四十一条 (略) 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設)	(新設) (新設)	(揭示) 第四十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 (新設)

面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第四十五条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

(新設)

(虐待等の禁止)

第四十五条 (略)

(新設)

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第五十一条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第五十四条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員又は保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

(地域との連携等)

第五十一条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第五十四条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は障害福祉サービス経験者基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定め

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

(削る)

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)から第三十四條まで、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十七條まで、第四十九條から第五十二條まで及び第五十四條の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第六十條」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四條中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三條第一項中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十五條」とあるのは「第六十二條」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第六十六條 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員又は保育士(特区法第十二條の五第五項に規定す

る数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

3 | 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二條まで、第二十四條、第二十六條(第四項及び第五項を除く。)から第三十四條まで、第三十六條、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第四十七條まで、第四十九條から第五十二條まで及び第五十四條の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「第三十七條」とあるのは「第六十三條」と、第十六條中「いう。第三十七條第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次條」とあるのは「第六十條」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四條中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十三條中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第五十四條第二項第三号中「第三十五條」とあるのは「第六十二條」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第六十六條 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士(特区法第十二條の五第五項に規定する

る事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	4 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 一五 (略)	5 (略) 6 第一項第一号の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。	7 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 8 (略)	(従業者の員数) 第七十一条の三 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。） 基準該当放課
(新設) 3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 一五 (略)	4 (略) 5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。	6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 7 (略)	(従業者の員数) 第七十一条の三 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 一 児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）又は障害福祉サ	

後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)
(削る)

(従業者の員数)

第七十一条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

ビス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ・ロ (略)

二 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(従業者の員数)

第七十一条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第七十一条の十四 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十三条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十一条の十一から第七十一条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十九条において準

(準用)

第七十一条の十四 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十三条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十一条の十一から第七十一条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条

用する第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第八十条 多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項から第三項まで及び第五項、第六条（第三項及び第六項を除く。）、第五十六条、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり

の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数に関する特例）

第八十条 多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六条、第六十六条第一項、第二項及び第四項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり

、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一条の八第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第五条第六項及び第六十六条第六項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

附 則

第三条 整備法附則第二十二条第二項の規定により新児福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第六条第一項第二号イ及び第四項第一号の規定の適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職

、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一条の八第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第五条第五項及び第六十六条第五項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

附 則

第三条 整備法附則第二十二条第二項の規定により新児福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第六条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職

員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)それぞれ二以上」とする。

員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)それぞれ二以上」とする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。附則において「設備運営基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)<u>第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準</u>(以下「設備運営基準」という。)<u>は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 <u>第九条から第九条の四まで、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条第二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十五条、第四十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第五十七条第一号(給食施設に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)</u>及び第六号(調理室に係る部分に限る。)<u>並びに第七十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)</u>の規定による基準 四 (略) 2・3 (略) (児童福祉施設と非常災害)	(趣旨) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)<u>第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準</u>(以下「設備運営基準」という。)<u>は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 <u>第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条第二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)</u>及び第五号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)<u>並びに第七十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)</u>の規定による基準 四 (略) 2・3 (略) (児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第九条の四及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第十条第二項において同じ。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 （略）	第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 （略）
（非常災害対策） 第六条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（新設）
（業務継続計画の策定等） 第九条の四 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	（新設）

(衛生管理等) 第十条 (略)	2 (略)	3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 4・5 (略)	(職員) 第二十一条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5・7 (略) (職員) 第二十七条 (略)
(衛生管理等) 第十条 (略)	2 (略) (新設)	3・4 (略)	(職員) 第二十一条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5・7 (略) (職員) 第二十七条 (略)

2 (略)	3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4 5 6 (略)	
(職員)	
第四十二条 (略)	
2・3 (略)	
4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	
5 6 7 (略)	
(職員)	
第四十九条 (略)	
2 (略)	
3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設 4 設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を 5 四で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所さ 6 せる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。	
4 5 6 7 8 9 10 (略)	
11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童 指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね四人につき一 人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあ つては、更に一人以上を加えるものとする。	
2 (略)	3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4 5 6 (略)	
(職員)	
第四十二条 (略)	
2・3 (略)	
4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	
5 6 7 (略)	
(職員)	
第四十九条 (略)	
2 (略)	
3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設 4 設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を 5 四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入 6 所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。	
4 5 6 7 8 9 10 (略)	
11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童 指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき 一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児 童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加 えるものとする。	

12 14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員）

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登

12 14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員）

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

	録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合看護職員 五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合看護職員 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。 3 5 （略） 6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。 7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	8・9 （略）
	（新設） 2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。 3 5 （略） 6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。 7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	8・9 （略）

(職員) 第七十三条 (略)	2 (略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。 4 5 6 (略)	(職員) 第八十条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。 5・6 (略)
(職員) 第七十三条 (略)	2 (略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。 4 5 6 (略)	(職員) 第八十条 (略) 2・3 (略) 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。 5・6 (略)

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生

労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第二十四条の十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条(第五十七条において準用する場合を含む。)、第七条(第五十七条において準用する場合を含む。)、第二十五条第五項(第五十七条において準用する場合を含む。)、第三十条(第五十七条において準用する場合を含む。)、第三十五条の二(第五十七条において準用する場合を含む。)、第三十八条第二項(第五十七条において準用する場合を含む。)、第四十一条から第四十四条まで(第五十七条において準用する場合を含む。)及び第四十九条(第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による基準 四 (略) 第三条 (指定障害児入所施設等の一般原則) 2・3 (略) 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	(趣旨) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二 (略) 三 法第二十四条の十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条(第五十七条において準用する場合を含む。)、第七条(第五十七条において準用する場合を含む。)、第二十五条第五項(第五十七条において準用する場合を含む。)、第三十条(第五十七条において準用する場合を含む。)、第四十一条から第四十四条まで(第五十七条において準用する場合を含む。)及び第四十九条(第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による基準 四 (略) 第三条 (指定障害児入所施設等の一般原則) 2・3 (略) 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）

イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）

(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。）（次条第一項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上（三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）

(従業者の員数)

第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一・二 (略)

三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）

イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）

(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。）（次条第一項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十二条第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上（三

(3) (略) ロ・ハ (略) 四〃六 (略)	2 (略) 3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	4 第一項各号（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	(設備) 第五条 (略) 2 (略) 3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第五十二条第一項第二号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 (略) 4・5 (略) (入所支援計画の作成等)		十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上) (3) (略) ロ・ハ (略) 四〃六 (略)	2 (略) (新設)	3 第一項各号（第一号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	(設備) 第五条 (略) 2 (略) 3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 (略) 4・5 (略) (入所支援計画の作成等)	
--	---	--	--	--	--	--------------------------	---	---	--

第二十一条（略）	第二十一条（略）
2 4 （略） 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。	2 4 （略） 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
6 10 （略）	6 10 （略）
（運営規程） 第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 十 （略）	（運営規程） 第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 十 （略）
（勤務体制の確保等） 第三十五条 （略）	（勤務体制の確保等） 第三十五条 （略）
2 3 （略） 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	2 3 （略） （新設）
（業務継続計画の策定等） 第三十五条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	（新設）

2	指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3	指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
2	(非常災害対策) 第三十七条 (略)
3	指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
3	(衛生管理等) 第三十八条 (略)
2	指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
1	当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2	当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
3	当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

3	(略)
2	(非常災害対策) 第三十七条 (略)
2	指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (新設)
2	(衛生管理等) 第三十八条 (略)
2	指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
3	(略)

(揭示) 第四十条 (略)	2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。
(身体拘束等の禁止) 第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。 2 (略)	3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
(虐待等の禁止) 第四十二条 (略)	(新設) 第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 (新設) (身体拘束等の禁止) 第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。 2 (略) (新設)

2	指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一	当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
二	当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
三	前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（準用）	
第五十七条	第六条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第三十八条まで、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条から第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「次条」とあるのは「第五十四条」と、第二十九条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十二条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十条第一項中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。
（新設）	
（準用）	
第五十七条	第六条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第三十八条まで、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条から第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「次条」とあるのは「第五十四条」と、第二十九条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十二条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正)

第十一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	附 則 第四条 (略) 2 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する旨ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士、」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。
-----	---

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。附則において「指定地域相談支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第二条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (地域移行支援計画の作成等) 第二十条 (略) 2・4 (略) 5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。第三十条第三項において同じ。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。 6・9 (略) (運営規程) 第二十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十一条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一八 (略) (勤務体制の確保等)	第二条 (略) 2・3 (略) (新設) (地域移行支援計画の作成等) 第二十条 (略) 2・4 (略) 5 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいう。第三十二条第三項において同じ。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。 6・9 (略) (運営規程) 第二十七条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一八 (略) (勤務体制の確保等)

第二十八条 (略)	254 (略)	5 指定地域移行支援事業者は、適切な指定地域移行支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)	第二十八条の二 指定地域移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域移行支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	2 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3 指定地域移行支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	(衛生管理等) 第三十条 (略)	3 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
二 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	(衛生管理等) 第三十条 (略) 2 (略) (新設)	第二十八条 (略) 254 (略) (新設)

延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示等)

第三十一条 (略)

2 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定地域移行支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定地域移行支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(虐待の防止)

第三十六条の二 指定地域移行支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定地域移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(揭示等)

第三十一条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(新設)

2 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(新設)

第三十九条（略）	2・3（略）	4 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
第三十九条（略）	2・3（略） （新設）	

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。附則において「指定計画相談支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 第一節 (略) 第二節 人員に関する基準 (第三条―<u>第四条の二</u>) 第三節 (略) 附則 第二条 (略) 2 6 (略) 7 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 8 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (従たる事業所を設置する場合における特例) 第四条の二 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)(と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。))を設置することができる。 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。	目次 第一章 (略) 第二章 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 第一節 (略) 第二節 人員に関する基準 (第三条・<u>第四条</u>) 第三節 (略) 附則 第二条 (略) 2 6 (略) (新設) (新設) (新設)

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 (略)

2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〇十 (略)

十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十二・十三 (略)

3 (略)

(運営規程)

第十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第二十三条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

(指定計画相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 (略)

2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〇十 (略)

十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十二・十三 (略)

3 (略)

(運営規程)

第十九条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

(勤務体制の確保等) 第二十条 (略)	(勤務体制の確保等) 第二十条 (略)
2・3 (略) 4 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	2・3 (略) (新設)
(業務継続計画の策定等) 第二十條の二 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	(新設)
2 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならぬ。 3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
(衛生管理等) 第二十二條 (略) 2 (略) 3 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	(衛生管理等) 第二十二條 (略) 2 (略) (新設)
一 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催することともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	

- 二 当該指定特定相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(揭示等)

第二十三条 (略)

- 2 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。
- 3 指定特定相談支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(虐待の防止)

- 第二十八条の二 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(揭示等)

- 第二十三条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経歴年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(新設)

- 2 指定特定相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(新設)

[

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。附則において「指定障害児相談支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 第一節 (略) 第二節 人員に関する基準 (第三条―<u>第四条の二</u>) 第三節 (略) 附則 第二条 (略) 2 6 (略) 7 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 8 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (従たる事業所を設置する場合における特例) 第四条の二 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなけ	目次 第一章 (略) 第二章 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 第一節 (略) 第二節 人員に関する基準 (第三条・<u>第四条</u>) 第三節 (略) 附則 第二条 (略) 2 6 (略) (新設) (新設) (新設)

ればならない。

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 (略)

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〇九 (略)

十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう、テレビ電話装置その他の情報機器(第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十一・十二 (略)

3 (略)

(運営規程)

第十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

第十五条 (略)

2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一〇九 (略)

十 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

十一・十二 (略)

3 (略)

(運営規程)

第十九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一〇八 (略)

(勤務体制の確保等) 第二十条 (略)	(勤務体制の確保等) 第二十条 (略)
2・3 (略) 4 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	2・3 (略) (新設)
(業務継続計画の策定等) 第二十条の二 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	(新設)
2 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	(衛生管理等) 第二十二条 (略)
(衛生管理等) 第二十二条 (略) 2 (略) 3 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること	(新設)

。

- 二 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示等)

第二十三条 (略)

- 2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。
- 3 指定障害児相談支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(虐待の防止)

第二十八条の二 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(揭示等)

第二十三条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業

所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(新設)

- 2 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(新設)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。	附 則 (経過措置) 2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	附則 第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
改正前	附則 第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第三条第三項及び第四十条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百三十六条、第六百六十二条、第六百六十二条の四、第六百七十一条の四、第六百八十四条、第六百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準（以下「新指定障害者支援施設基準」という。）第三条第三項及び第五十四条の二、第四条の規定による改正後の障害福祉サービス基準（以下「新障害福祉サービス基準」という。）第

三条第三項及び第三十二条の二（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の地域活動支援センター基準（以下「新地域活動支援センター基準」という。）、第二条第四項及び第十八条の二、第六条の規定による改正後の福祉ホーム基準（以下「新福祉ホーム基準」という。）、第二条第四項及び第十七条の二、第七条の規定による改正後の障害者支援施設等基準（以下「新障害者支援施設等基準」という。）、第三条第三項及び第四十三条の二、第八条の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）、第三条第四項及び第四十五条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十条の規定による改正後の指定入所施設基準（以下「新指定入所施設基準」という。）、第三条第四項及び第四十二条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）、第二条第四項、第三十六条の二（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、及び第三十九条第四項、第十三条の規定による改正後の指定計画相談支援基準（以下「新

指定計画相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八条の二並びに第十四条の規定による改正後の指定障害児相談支援基準（以下「新指定障害児相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条の五、第二百二十五条の四、第二百三十六条、第二百六十二条、第二百六十二条の四、第二百七十一条の四、第二百八十四条、第二百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。）第二十二條の二（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第

三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十二条の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十四条の二、新福祉ホーム基準第十三条の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という。）第九条の四、新指定入所施設基準第三十五条の二（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第二十八条の二（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第三百三十六條、第二百六條の十二並びに第二百六條の二十において準用する場合を含む。）第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百六十二條、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百二條、第二百六條、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二

、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十条第三項（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

第五条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十五条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百六十六条、第三百六十二条の四、第四百七十一条、第四百七十一条の四、第四百八十四条、第四百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十八条第三項、新障害福祉サービス基準第二十八条

第三項（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設等基準第三十九条第三項、新指定通所支援基準第四十四条第三項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設基準第四十一条第三項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

第六条 この省令の施行の際現に指定を受けている第八条の規定による改正前の指定通所支援基準（以下「旧指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次条及び附則第八条において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準第五条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第七条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準第五条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教

育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第八条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準第六条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第九条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準第五十四条の六第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準第五十四条の六第三項の規定は、

令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

第十一条 この省令の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次条及び附則第十三条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第六十六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十二条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準第六十六条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

第十三条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準第六十六条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧

基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十五条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準第七十一条の三第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

第十六条 この省令の施行の際現に存する第九条の規定による改正前の設備運営基準（次条及び附則第十八条において「旧設備運営基準」という。）第四十八条第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準第四十九条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十七条 この省令の施行の際現に存する旧設備運営基準第四十九条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準第四十九条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第十八条 この省令の施行の際現に存する旧設備運営基準第六十三条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準第六十三条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日まで

の間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

第十九条 この省令の施行の際現に指定を受けている第十条の規定による改正前の指定入所施設基準（次条において「旧指定入所施設基準」という。）第四条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準第四条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第二十条 この省令の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準第四条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準第四条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。